

やまなしSDGs推進企業 ロゴマーク使用規定

(趣旨)

第1条 この規定は、やまなしSDGs登録制度実施要綱第4条により、山梨県が定めるロゴマークの使用及び管理に関し、必要な事項を定めるものである。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークの著作権等一切の権利は、山梨県に帰属する。

(使用の範囲)

第3条 ロゴマークを使用できるのは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 「やまなしSDGs推進企業」として登録している企業等
- (2) その他、山梨県が使用を認めた者

(使用条件)

第4条 前条に定めるものは、次の各号に掲げる内容に該当する場合を除き、SDGsの普及・啓発のため、ロゴマークを使用することができる。この場合において、山梨県への使用申請は要しない。ただし、(4)については、SDGsの達成に向け山梨県と連携して行う取組において使用するなど、ロゴマークを使用することが適当であると山梨県が事前に認める場合は、使用することができる。

- (1) デザインの一部使用や縦横比率の変更等、デザインを加工して使用すること。
- (2) 法令や公序良俗に反するものに使用すること。
- (3) 特定の個人等の売名に使用すること。
- (4) 営利目的に使用すること。
- (5) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用すること。
- (6) 第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用すること。
- (7) 山梨県のイメージや品位をおとしめるおそれのあること等に使用すること。

(使用料)

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第4条に定める使用条件に従うこと。
- (2) 使用に関する権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (3) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。

(使用者の責任)

第7条 使用者がロゴマークの使用により山梨県に損害を与えた場合、山梨県はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに山梨県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、山梨県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(使用の禁止)

第8条 使用者が第4条に定める使用条件に反する使用を行った場合、その他、ロゴマークを使用することが適当でないと山梨県が認めた場合、山梨県は当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。

(その他)

第9条 この使用規程は、山梨県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用規程が変更された場合、使用者は変更後の使用規程に従わなければならない。

附則

この規定は、令和4年9月8日から施行する